

青山学院大学体育会サッカーボークス会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は青山学院大学体育会サッカーボークス会と称する。

(目的)

第2条 本会はサッカーを通じ、会員相互の親睦を深め、後輩現役の指導鞭撻を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 現役を精神的、技術的、経済的に援助育成する。
- (2) 定期的に親善試合を行なう。
- (3) 定期的に連絡誌を発行する。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(事務所)

第4条 本会は事務局を東京都渋谷区渋谷4丁目4番地25号 青山学院大学本部気付に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は青山学院大学体育会サッカーボークス会に4年間在籍した者及び、本会総会において認められた者を会員とし構成する。

第3章 役 員

(役員の名称)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局 | 2名 |
| (6) 監事 | 1名 |
| (7) 年度役員 | 各学年1名 |
| (8) 相談役 | 若干名 |
| (9) 最高顧問 | 1名 |
| (10) 顧問 | 若干名 |

(役員選任)

第7条 前条第1号から第4号、第6号、第8号及び第10号の役員は総会において、第5号、第7号の役員は役員会に於いて選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、その再任を妨げない。但し、補欠の任期は前任者の残存期間とする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 名誉会長は会長に対して必要に応じて意見を述べることができる。
- (2) 会長は本会を代表し、会の業務執行に関して最高の責任を負う。
- (3) 副会長は会長を補佐し必要あるときその職務を代行する。
- (4) 事務局長は本会の日常業務を総括してその責任を負う
- (5) 事務局は事務局長を補佐し、必要あるときはその職務を代行する。
- (6) 監事は会計及び業務の監査を行なう。
- (7) 年度役員は各年度会員との連絡調整に当たり、事務局長を補佐する。
- (8) 相談役は会の運営等に関する重要事項につき会長の諮問に応ずる。
- (9) 最高顧問は会の運営等に関し、会長及び各役員の諮問に応ずる。
- (10) 顧問は会の運営等に関し、会長及び各役員の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第10章 本会は会長の召集により、次の会を開催する。

- (1) 定期総会
 - (2) 臨時総会
 - (3) 役員会
2. 会長はすべての会議の議長をする。
 3. 各会議の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合議長がこれを決する。

(定期総会)

第11章 定期総会は原則として毎年1回2月中に開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告並びに収支決算の承認。
- (2) 当年度の事業計画並びに収支予算の決定。
- (3) 役員の改選。
- (4) 規約の改定。
- (5) その他会長が特に必要と認める事項。

(臨時総会)

第12条 臨時総会は会長が必要に応じて開催する。また、会員の3分の1以上から総会目的を明示して会長に総会召集の請求があったときは、会長は1ヶ月以内に総会を召集しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会は第6条に掲げる役員によって構成する。但し、一般会員も出席し必要に応じて意見を述べることができる。この場合は、議決には参加できない。

2. 役員会は会長が必要に応じて開催し本会の重要な業務について審議し本会の業務を執行する。

第5条 会 計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(会費の支弁)

第15条 本会の経費はOB会費、寄付金、特別援助金、その他収入を以て支弁する。

2. 本会の支出金は本会規約第2条及び第3条の目的のため以外には支出できない。

(会費)

第16条 本会員の会費は年額10,000円とし、原則として毎年9月末日までに納入するものとする。入金額のうち会費を超える部分は寄付金として処理する。

同条付則 1. 30歳未満の会員の会費は5,000円とする。

2. 70歳を超える会員の会費は無料とし、入金額は寄付金として処理する。

3. 納入方法は振込みの他、自動引き落としによることも出来る。

第6章 付 則

(規約の変更)

第16条 本会規約の変更は総会に於いて3分の2以上の同意を必要とする。

第17条 本会規約は昭和58年1月1日より施行する。

改訂	平成 4年 2月 2日
改訂	平成 5年 2月 6日
改訂	平成 9年 2月 7日
改訂	平成14年 2月 4日